

ごみの分別収集にご協力下さい。

指定の袋に名前が書かれていないごみや正しく分別されていないごみは収集できませんので、ご注意下さい。
詳しい分別方法は「**ごみ分別ガイドブック**」をご覧ください。

ごみについての
お問い合わせ先

本 庁 環境課 ☎ 62-1192
相生分庁 地域振興室 ☎ 62-1111
上那賀支所 地域振興室 ☎ 66-0111
木 沢 支 所 地域振興室 ☎ 65-2111
木 頭 支 所 地域振興室 ☎ 68-2311
那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754

収 集 で き る ご み			分けるときの注意事項		出しかた
分けかた(種類・品目) 赤文字は特にご注意下さい					
資 源					

収集できない
ごみ

劇物・毒物・火薬類・ガソリン等の入った容器、ガスボンベ、土砂類 (レンガ、石、ブロック、便器、瓦、コンクリート等)、塗装業者等の事業系一斗缶、古タイヤ等のゴム類、消火器、車・バイク用バッテリー、鉄筋、ドラム缶、自動車・オートバイ、塗料、肥料、漂白剤、農薬、廃油、ワイヤーロープ、パソコン、産業廃棄物 (食品製造業者の食品残さ、リフォーム等で出た建築廃材 [家屋の解体、改築、改修、修繕等で発生した柱、木くず等]、農業用廃ビニール、医療廃棄物 (注射器、注射針等)、大型の農機具

(注意)
事業所から排出される多量の一般廃棄物 (産業廃棄物は除く) や一般家庭の大掃除や引越しなどで排出される多量の廃棄物は、那賀町クリーンセンターまで直接搬入して下さい
なお、直接搬入するときは、那賀町クリーンセンター ☎ 64-0754 に直接連絡し、搬入時間等を確認して下さい

令和 8 年 10 月から令和 9 年 3 月までのごみの収集日は次のとおりです。

ごみは収集日当日の朝 8 時 30 分までに出して下さい。(匂いや動物の食害で収集場所近辺の住民に迷惑がかかるので前日からは出さないで下さい。)
指定の袋の口をしっかりと結んで出して下さい。

13 地区 (上那賀地区)

(小浜 (小浜集会所前～小浜上バス
停前)、長安、檜曾根、菖蒲、
東尾 (連絡時のみ収集)、大戸)

布 団 の 日	燃えるごみの日	燃えないごみの日 (有害ごみの日 廃食用油の日)	缶の日 (1ℓ以下) (飲料用・缶詰用に限る)	無色透明ビンの日	茶色ビンの日	その他色ビンの日	プラスチック製容器の日 (発泡スチロール・白色トレイの日)	ペットボトルの日	大型ごみの日	紙 類 の 日
金属のみ有価資源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	有 価 資 源	金属のみ有価資源	有 価 資 源

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12 (休み) 直接搬入 できません	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3 (休み) 直接搬入 できません	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29 ※ 直接搬入 できません	30 (休み) 直接搬入 できません	31 (休み) 直接搬入 できません		

※ 29 日燃えるごみは午前中に収集します。

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1 (休み) 直接搬入 できません	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23 (休み) 直接搬入 できません	24	25	26	27
28						

3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 (休み) 直接搬入 できません	23	24	25	26	27
28	29	30	31			